

会 議 録

会議の名称	令和7年度第1回上尾市政治倫理審査会会議	
開催日時	令和7年6月23日(月) 午後1時20分から15時05分まで	
開催場所	上尾市役所 行政棟3階 301会議室	
議長(委員長・会長)氏名	関根 貴生 会長	
出席者(委員)氏名	三角 元子 委員、渡辺 英人 委員、 須藤 和英 委員、吉澤 恵子 委員	
欠席者(委員)氏名		
事務局(庶務担当)	総務課長 佐藤 仁 総務課副主幹 鈴木 知哉 総務課主任 高橋 孝太 総務課主事 佐藤 達也	
会 議 事 項	1 議 題	2 会 議 結 果
	(1) 審査要領について (2) 資産等補充報告書等の審査について (3) 審査報告書について (4) その他	(1) ・審査要領改正の決定 (2) ・資産等補充報告書の説明及び 意見交換等 (3) ・資産等補充報告書審査報告書 の決定 (4) ・オンライン会議の開催等
議 事 の 経 過	別紙のとおり	傍聴者数 1 名
会 議 資 料	別紙のとおり	
<p>議事の内容・概要に相違なきことを証するため、ここに署名する。</p> <p>令和 7年 7月 28日</p> <p style="text-align: right;">議長(委員長・会長)の署名 <u>関根 貴生</u></p> <p style="text-align: right;">議長に代わる者の署名 _____ (議長が欠けたときのみ)</p>		

議事の経過

発言者	議題・発言内容・決定事項
	<p>開会（事務局紹介、定数報告及び配布資料確認）</p> <p>正副会長の互選（会長に関根 貴生氏、副会長に渡辺 英人氏が就任）</p> <p>会議の公開の決定</p> <p>傍聴者の確認、傍聴者へ傍聴要領遵守の説明</p>
関根会長	事務局より（１）審査要領についての説明をお願いします。
事務局	<p>※事務局から審査要領の改正案及び提出された委員の意見の報告</p> <p>（税務署が令和7年1月から收受印を押さないとされていることについて）</p>
関根会長	審査要領改正案の第1の12（2）及び第3の3（2）では主語が「確定申告書の写しについては」となっているが、本来ここで規定されるのは「確定申告書の写しを添付する場合」に限定されるはずだと思う。
三角委員	<p>そうすると、現行の「確定申告書の写しを添付する場合にあっては」というのを活かす方向性がよろしいか。</p> <p>そうすると「確定申告書の写しを添付する場合にあっては、確定申告書を提出した事実が分かる書類が添付されていること」となり語句重複してしまうため、後半部分を例示にするか。</p>
渡辺副会長	確定申告書の写しと納税証明書というように限定してしまったほうが分かりやすいのではないか。
須藤委員	所得証明書などもあるため、限定せず、逆に幅をもたせた方が柔軟に対応できるのではないか。
渡辺副会長	確かに幅があるのは大事だと思うので賛成する。

<p>三角委員</p>	<p>要領の根拠を確認すると、条例の7条2項に所得がわかる証明書を添付とあり、規則の6条3項で、収入を証する書類又は「確定申告書等の写し」とある。それを受けて要領で確定申告書の写しを提出する場合についてを規定している。</p>
<p>関根会長</p>	<p>税額が正しいかどうか踏み込む場ではなく、あくまで確定申告書が提出されていることを担保することが目的であるため、何かしら分かる書類があればよいのではないかと。</p> <p>今回の税務署が収受印を押さないとなったことから、我々も柔軟に対応するのがよいと思う。</p> <p>まとめると、要領の記載について、「確定申告書の写しを添付する場合にあつては」という前半部分は維持するのだろうか</p>
<p>三角委員</p>	<p>後半と合わせると、内容が重複してしまうような気もするが、議論後に改めて考えるとそこまで違和感はないと思う。</p>
<p>吉澤委員</p>	<p>同じく「確定申告書の写しを添付する場合にあつては」は残した方がいいと思う。</p>
<p>関根会長</p>	<p>改めて文言を確認すると、「確定申告書の写しを添付する場合にあつては、確定申告書を提出した事実が分かる書類が添付されていること」でよろしいか。</p>
<p>一同</p>	<p>異議なし。</p>
<p></p>	<p>審査要領改正の決定</p>
<p>関根会長</p>	<p>事務局より（2）資産等補充報告書等の審査についての説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>※事務局から資産等補充報告書等の審査の流れ及び提出された委員の意見の報告</p>

<p>関根会長</p>	<p>事前に出ている意見としては、私の意見があるが、審査要領改正のところで議論したため、審議は終了したものとする。</p> <p>事前に出ている意見以外であるか。</p>
<p>渡辺副会長</p>	<p>報告書に暗号資産について記載があるが、後ろに（仮想通貨）と付け足すのはどうか。</p>
<p>関根会長</p>	<p>お金の流れを把握する手段としてあっても良いと思う。</p>
<p>事務局</p>	<p>補足すると金融庁では、仮想通貨は暗号資産と名称を変更しているが括弧書きで明記することを妨げるものではない。</p>
<p>須藤委員</p>	<p>暗号資産という大きいくりに仮想通貨も含まれていると考える。</p>
<p>関根会長</p>	<p>付言に関わる部分のため後ほどまた議論する。</p>
<p>関根会長</p>	<p>他に意見はあるか</p>
<p>須藤委員</p>	<p>審査のやり方の部分で、三角委員も言っているが、なぜ普通預金と当座預金を除いているのか。</p>
<p>吉澤委員</p>	<p>次の付言の時に発言しようと思っていたが、私も普通預金と当座預金については、通帳のコピーなどを出してもらった方がよいと思う。</p>
<p>三角委員</p>	<p>私も通帳のコピーを出すのがよいと考えるが、条例をみると、できないようになっている。そのため年間を通して公開してもらいたいというのは、審査報告書の付言に記載するくらいしかできない。</p>

<p>関根会長</p>	<p>では次の審査報告書を作成する際に議論するとして、今回提出された資産等補充報告書等については現行の制度に基づいて適正に作成されているということによるしいか。</p>
<p>一同</p>	<p>異議なし</p>
<p>関根会長</p>	<p>このまま（３）審査報告書について議論を続ける。</p>
<p>三角委員</p>	<p>付言の（１）に、「より実行的な審査のために基準日にとらわれないような条例の改正をされたい」というように足しておくか。</p>
<p>須藤委員</p>	<p>基準日は設けたとしても、最低限預金の情報は出させるべきだと考える。そのうえで金銭の流動性について捕捉していくのがよいのではないか。</p>
<p>関根会長</p>	<p>付言の（１）の記載としてはどうするか。</p>
<p>三角委員</p>	<p>付言（１）の「一定額以上の」という文言を消して、「当座預金等は現行の制度において報告の対象外となっているが、より実効的な審査のために、口座の種類にかかわらず、預金及び貯金は資産等報告書及び資産等補充報告書の記載対象とし、その残高の推移を確認できるよう通帳の写しを提出すること」でよいか。</p>
<p>吉澤委員</p>	<p>最近の銀行の傾向として、通帳がないこともあるので、取引履歴も加えた方がよい。</p>
<p>関根会長</p>	<p>審査報告書について異議はないか</p>
<p>吉澤委員</p>	<p>付言の（２）についても、「一定額以上」という文言を削除し、取引履歴も提出するよう付け足すか。</p>

一同	異議なし
関根会長	それでは審査報告書について決定する。
関根会長	続いて（４）「その他」について事務局より説明をお願いします。
事務局	※事務局より次回審査会の予定について説明 次回以降の審査会についてオンラインでの開催が可能な旨を示し、審査会の考えを伺う。
一同	異議なし
関根会長	質問はあるか
一同	特に無し
関根会長	以上をもって、議長の任を解かせていただく。 委員の皆様方のご協力に感謝申し上げます、終了させていただきます。